

オスプレイいらない
11.13 県民大集会

日時：11月13日(日)13:00～
場所：木更津市吾妻公園

ちば労連

ホームページ <http://chibarouren.jp/> メール chibarouren@axel.ocn.ne.jp

第 297 号 URL 版 2016 年 10 月 31 日

発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター

電話 043(225)5576 FAX 043 (221) 0138

発行人 本原康雄 定価 20 円

【1 面】

生存権が守られる社会に転換を 憲法いかして暮らし豊かに

武力に頼らない平和な社会に

9 月 27 日、憲法を守り・いかす千葉県共同センターは、千葉県憲法会議とともに毎週火曜日に定例で行っている千葉駅頭での宣伝行動と、今後の行動展開について合同事務局会議を開催し、意思統一を行いました。宣伝行動では、38 筆の署名を集めました。

怒りの宣伝行動継続

宣伝行動には、憲法会議・自由法曹団・千葉土建・自治労連・医労連・法関労・きかんし・千葉労連・日本共産党の 9 団体 20 名が結集。発言の特徴として、紛争が激化し一触即発の状態となっている南スーダンへの『駆けつけ警護』を名目とした派兵が迫る中、各団体の立場から 9 条を守り、戦争法を即刻廃止することを市民に呼びかけました。

宣伝の前日には、秋の臨時国会での安倍首相による所信表明演説がおこなわれました。まるでナチスドイツのヒトラーかのような安倍政権の異常さをさっそく宣伝したところ、女性から「安倍さんって怖い」など感想が寄せられました。さらに、最近自衛隊を退役したという男性は「武力行使では何も解決しない」と語ってくれました。また、年配の男性からカンパも寄せられました。参議院選挙後の安倍政権による『自民党改憲草案』の押し付けなどだまし討ち政治に対する批判や、自衛隊が『殺し・殺される』危機感が国民にも浸透していることをあらわす反応です。

今後の取り組み議論

宣伝後には、憲法会議と憲法共同センター合同事務局会議が開催され、9 名が今後のとりくみについて意思統一をはかりました。



戦争法廃止・南スーダンからの
自衛隊の撤退を求める参加者

戦争法の強行成立から 1 年が経過した 9 月 19 日の『国会正門前行動』の様子が報告され、雨の中 2 万 3 千人もの参加者が結集し、戦争法廃止のたたかいが市民運動の発展から、参議院選挙での野党共闘と 1 人区すべてでの統一候補擁立、11 の選挙区で勝利した成果として分かち合い、引き続き『9 月 19 日を忘れない』たたかいを継続していくことが確認されました。また、野党共闘の取り組みは戦争法廃止だけでなく、いのち・くらしなど保障する憲法を守りいかす『憲法共同行動』として発展してきていることも指摘されました。

合同事務局では、そうしたことも踏まえ、今後の行動・取り組みとして、①千葉駅頭宣伝を隔週の火曜日で継続する②11 月 13 日のオスプレイ整備基地化反対、木更津県民集会への積極的な参加を呼びかけていく③安保法制の発動を許さない署名と辺野古・高江の基地建設等の撤回を求める新署名にとりくんでいくことを確認しました。

最賃が 8 4 2 円に上がります

最賃引き上げ千葉駅宣伝



時給 1 5 0 0 円の実現を！

9 月 30 日、千葉労連は千葉駅頭にて、翌日から引きあがる最低賃金の宣伝行動を行いました。加盟組織から 10 名の参加で約 2 0 0 枚のビラを配布しました。

発言では 10 月 1 日から千葉県内のすべての業種で最低賃金が時間給 8 4 2 円、夜 10 時から朝 5 時までの深夜労働では 1 0 5 3 円となり、それを下回る賃金は違法であることを大いに訴えました。さらに、パート・アルバイトだけでなく日給・月給・歩合制すべての労働者にかかわる内容であること、アメリカ・マクドナルドの時給 15 ドルのたたかいでは、雇用の安定だけでなく、地域経済の活性化につながったこと、一方で国・や自治体による中小企業支援も急務であることも訴えました。

さらなる時給アップを

そもそも最低賃金制度は、憲法 25 条で規定される『健康で文化的な最低限度の生活』を保障するための『最低賃金法』によりそれを下回る賃金が違法となり、使用者に罰金が科されることもあります。今回の改定で、千葉県は 25 円の引き上げが行われましたが、フルタイムで働いても月 14 万円程度にしかなりません。時給 1 0 0 0 円のフルタイムで働く派遣職員からも「病院にも行けないし、結婚もできない」と悲痛な叫びがあがっています。また、全労連の調べによる最低生計費は、全国どこでもほぼ同一の額なのに、最低賃金額は都道府県によって違うという矛盾も解消されていません。

千葉労連は『どこでも、誰でも、人間らしく暮らせる賃金』をめざし、時給 1 0 0 0 円以上はあたり前、時給 1 5 0 0 円と全国一律最低賃金制度の実現を訴え、宣伝行動や千葉県最低賃金審議会への働きかけを引き続き強めていきます。

安心して暮らせる年金制度を

千葉県の年金裁判始める

9 月 16 日、相次ぐ年金引き下げは憲法 25 条違反であるとして、千葉県の年金受給者 1 1 5 人が原告になり、『年金裁判』の第 1 回裁判が千葉地裁でおこなわれました。

この裁判は、特例水準解消を口実に年金支給額を減額した『平成 24 年改正法』が違憲であること。

そして、政府・厚生労働大臣が平成 25 年に同法に基づいておこなった減額改定は、裁量権を濫用ないし逸脱するものであって違法だということを理由とし、減額分の給付を求めるものです。

当日は、原告や支援者をあわせて約 150 人が参加し、裁判前には千葉地裁前で宣伝行動、裁判後には報告集会をおこないました。

裁判では、鈴木守弁護団長が原告代理人意見陳述で「我が国の年金受給額の水準は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するには程遠い」と指摘。その後、原告を代表して年金者組合千葉県本部の後藤英輝さん、上田厚子さん、佐藤好文さんが、それぞれ「年金が少なく 70、80 歳を超えても働かざるを得ない」「病気になったらどうするのか」「病院に行きたくても我慢している」と、実態をもとに意見陳述しました。

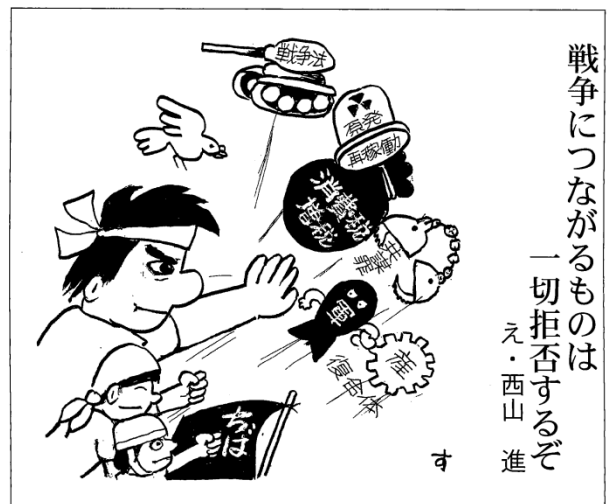
次回の裁判は 12 月 6 日におこなわれます。



千葉地裁に向かう 51 人の原告団

波濤

10 月に真夏日が 2 日あったが、このところ急に秋らしくなった。文化・芸術について語りたくなる時季だ▼人類が長年積み上げてきた共通認識の中で、最も好ましい感情は感動だと先月書いた。感動したことを仲間づくりにいかせないかと考えて、ふと浮かんだ疑問がある。芸術鑑賞で得られる感動とスポーツ観戦の感動では、静と動というイメージがあり、このことが感動体験の共有に対するハードルになっていないだろうか、というものだ▼同じ体験で得た感動は共有しやすい。労働争議では、組合活動そのものが感動体験となる場合もある。「何かに感動したこと」をうまく共有することで、いっそう豊かな創造性につながるはずだ。



【2面】

千葉労連に新しい風を吹かせたい

新事務局長・山崎秀弘さん

9 月 4 日の定期大会で千葉労連の新役員が選出され、新体制がスタートしました。新事務局長に就任した千葉県国公(国土交通労組出身)の山崎秀弘さんに、これからの抱負などを語っていただきました。

すぐには、前議長の松本さんや本原元事務局長と同じようにはできないと思いますが、そういう中でも、何かをやりたいという想いがあります。それぞれの単産で、闘って実現したというのがありますが、それを単産や単組の中に留まらず、千葉労連として大きな要求を勝ち取っていきたいです。

横のつながりをつくりたい

組織の組合員数を増やして、飛躍できる状況を作っていくために、横のつながりをもっと作っていき

たいです。例えば、船橋市で非正規の保育士の時給が 310 円あがったことは、ものすごいことですが、何でそれを機会ととらえて、全体に広げていかないのかなって。春闘討論集会など有識者を招いてやる会合などには、民主団体の人にも声をかけて、参加してもらえたらいいと思っています。そうすると、もっともっと近づいてくるのかなという気がしています。

労働組合っておもしろい

船橋市の非正規保育士の時給が 310 円あがったのも、市役所前で保育士さんたちが宣伝したり、保護者の方に実態をお知らせしたり、そういう中で署名活動もやり、勝ち取ったということを知っています。労働組合が仕掛けて、いろいろな人たちを巻き込むような流れを作って楽しみながらやりたいと思っています。労働組合っておもしろいと思うんです。

事務局長になったからこそ千葉労連を変えていきたい。今までできなかったことをできるようにし、千葉労連に新しい風を吹かせていきたいです。



趣味は乗馬とわらび座

労働相談一ヶ月～介護職場の深刻な実態～

介護労働者から、ここまできているのかと考えさせられる相談がありました。

1 件目は、施設でシフト勤務に従事している介護士からです。人が少なく、土日を含めてローテーションで働いています。ある日、息子から彼女を紹介したいから、日曜日に帰ると連絡がありました。あいにくその日が勤務日になっているため、施設長に話をし、年休で休みたいと伝えたところ「年休は認めない、あなたが休みの日に来てもらう様に話さない」という返事でした。納得できず、休むつもりでいるが、休んだら辞めさせられることになるかというものです。

2 件目は、医療法人が経営する施設で働く介護士からです。労働が厳しく次つぎと辞めていくため、シフトが厳しく、20 時間（夜勤）休憩なしや 14 時間休憩なしのシフトが組まれて働いています。休日出勤も多く、精神的にも・肉体的にも限界が来て、職場で倒れてしまいました。昼の休憩時間に隣接する病院で点滴を打ち、勤務終了まで働きました。主治医からは、まず休職するか辞めるしか解決の方法はないと言われていました。施設長に辞めたいと相談したところ、『本人都合退職』だから退職金はない、有給休暇の取得も認めないと言われてしまいました。どう対応したらよいのでしょうか、という相談です。

1 件目は年休制度と解雇について説明し、2 件目は、自分の健康を守ることを優先することを伝え、退職の仕方を検討しました。

こんな労働実態で『介護』という仕事ができるのだろうかと考えさせられるとともに、組合をつくる必要性を痛感させられました。【中林】